平成２１年（フ）第４９７号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3776番地
債務者　小松　育代（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５０３号
奈良県葛城市長尾221番地34
債務者　上野　季子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５０４号
奈良県御所市池之内587番地
債務者　城山　友彦
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５０５号
奈良県御所市池之内587番地
債務者　城山　　唯（旧姓葛原）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
山形県天童市鎌田本町２丁目10番28号
債務者　早坂嘉津雄
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７８号
山形県寒河江市大字寒河江字内の袋18番地の７　コーポ陵南201
債務者　阿部しずえ
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８４号
山形市七日町３丁目３番25号
債務者　神保　　元
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９２号
山形市南館３丁目21番47号　川田アパートＣ棟８号
債務者　鈴木まゆみ
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田２丁目13番７―201号
債務者　中島　一美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５４３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田２丁目13番７―201号
債務者　中島知月子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５５０号
埼玉県越谷市赤山町１丁目304番地４
債務者　山寺　貴博
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５６０号
埼玉県三郷市高州２丁目183番地１
債務者　田中美恵子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２７号
千葉県香取郡東庄町石出1570番地
債務者　向後　聖子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第２９号
千葉県香取市佐原イ2773番地２　アスカコーポ２号
債務者　阿部　勝樹
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第３０号
千葉県香取市佐原イ2773番地２　アスカコーポ２号
債務者　阿部　香織
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第１１０号
京都府南丹市園部町小山西町大峠８番地18
債務者　吉岡　義文
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第８８号
北海道芦別市上芦別町215番地　さつき団地109号
債務者　藤田　君子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係